

熊本市プロパンガス入札共通仕様書

本仕様書は、市施設へのプロパンガス安定供給を確保するとともに、入札における諸条件等を定めたものである。

1 **品名**：プロパンガス（い号）

品質・形状：中身のみ（体積購入）

数量・単位：1 m³（単価契約）

納入場所：令和 7 年度（2025 年度）プロパンガス供給契約入札施設一覧のとおり

納入期限：即納

契約期間：令和 7 年（2025 年）10 月 1 日～令和 10 年（2028 年）9 月 30 日

※地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

2 30 分以内に出動できる距離として熊本県又は九州経済産業局に届けている区域内の施設のみ応札できるものとする。

3 開札日時、各区の施設数、1 業者の落札上限数は各区毎に施設数の半分までとし、以下のとおりとする。

開札日時	区 分	施設数	1 業者の落札上限数
9 月 18 日(木)午前 9 時から順次開札	東 区	7 施設	3 施設
	南 区	16 施設	8 施設
9 月 19 日(金)午前 9 時から順次開札	北 区	13 施設	6 施設
	西 区	10 施設	5 施設

4 入札は m³あたりの単価（税抜き）。（契約時に消費税分加算）。

5 入札単価は、小数点第 2 位まで可。ただし、契約時（税込）に端数が生じる場合は、小数点第 3 位以下は切捨てする。

6 保守、安全管理及び検針に係る費用並びにその他諸費用を含むこと。なお、ガス調整器、メーター及び配管の交換その他設備に係る費用は含まない。

7 契約後、経済情勢の変動等により契約単価が時価に比して著しく乖離していると認められるときは、双方協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。

8 同一敷地内に他の小規模の供給先がある場合、又は新たに生じた場合は、同一単価にて供給するものとする。

- 9 供給する権利は譲渡できないものとする。
- 10 職員立ち合いの検針及び料金の請求は必ず月 1 回行うものとする。
- 11 プロパンガスの安定供給及び保安維持管理は供給業者の責任とする。
- 12 プロパンガス供給の必要性がなくなったときは当該契約を解除する。
- 13 供給業者が変更になった場合は、旧供給業者がボンベの撤去を行うこと。
- 14 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 36 条及び 37 条に基づく保安点検、調査を行うこと。
- 15 供給開始時には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 14 条に基づく書面の交付を行うこと。
- 16 緊急時の対応は法令に定めるもののほか、必要に応じて業者が自主的かつ速やかに行うこと。